

## 議長ノート第4部、附則B「報告」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、  
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

1. 各附属書B締約国は、標準化された電子フォーマットで、事務局に対して毎年報告を行う。

- a) 当該年の開始時点において国内登録簿に保有している AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号。
- b) 当該年間に国内登録簿に発行された AAUs 全てのシリアル番号とその発行の理由。
- c) 他の締約国の国内登録簿へ移転された AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号とその締約国の特定。
- d) 他の締約国の国内登録簿から取得した AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号とその締約国の特定。
- e) 第12条に従って取得された CERs のシリアル番号。
- f) 締約国の償却口座へ移された AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号。
- g) 当該年の終わりにおいて国内登録簿で保有している AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号。

2. 締約国は事務局に対して〔*約束期間終了時における最終割当量の報告期限を挿入*〕以前に、第3条13項に基づきその後の約束期間に対してバンキングする AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号を報告する。